

鳴門市情報化計画

「第5次なるとe-プラン」

平成29年（2017年）度～平成33年（2021年）度

鳴門市

【目 次】

第 1 章 鳴門市の情報化の現状と課題…………… 1

1-1	社会的背景……………	2
1-2	情報化への取り組み……………	5
1-3	国の動き……………	7
1-4	徳島県の動向……………	10
1-5	電子自治体をめぐる、国、県、鳴門市の関係……………	12
1-6	鳴門市政における ICT 活用のあり方……………	13
1-7	第4次なると e-プランの達成項目について……………	14
1-8	情報化の課題……………	16

第 2 章 計画の基本方針…………… 17

2-1	計画の位置づけ……………	18
2-2	計画の基本理念……………	18
2-3	計画期間……………	18
2-4	計画の基本方針……………	19
2-5	計画の目標……………	20
1	市民サービスの向上／開かれた行政・市民参加の行政の推進……………	20
2	行政運営の効率化……………	20
3	国、県、他の市町村との連携／セキュリティインシデントに対する対応……………	20

第3章 目標達成のための情報化施策…………… 22

鳴門市情報化計画「第5次なると e-プラン」の情報化施策一覧表… 23

- 3-1 市民サービスの向上／開かれた行政・市民参加の行政の推進…………… 24
 - 市民サービスの向上…………… 24
 - 開かれた行政・市民参加の行政の推進…………… 29
- 3-2 行政運営の効率化…………… 31
 - 行政運営の効率化…………… 31
- 3-3 国、県、他の市町村との連携／セキュリティインシデントに対する対応…………… 34
 - 国、県、他の市町村との連携…………… 34
 - セキュリティインシデントに対する対応…………… 36

第4章 情報化計画を推進するために…………… 39

- 4-1 推進体制…………… 40
 - 1 鳴門市情報化推進本部…………… 40
 - 2 鳴門市情報化推進委員会…………… 40
 - 3 鳴門市情報化推進部会…………… 40
- 4-2 職員の意識改革…………… 41
- 4-3 人的セキュリティの強化…………… 41

第1章

鳴門市情報化の現状と課題

- 1-1 社会的背景
- 1-2 情報化への取り組み
- 1-3 国の動き
- 1-4 徳島県の動向
- 1-5 電子自治体をめぐる、国、県、鳴門市の関係
- 1-6 鳴門市政における ICT 活用のあり方
- 1-7 第4次になると e-プランの達成項目について
- 1-8 情報化の課題

1-1 社会的背景

情報通信技術（ICT）^{※1}の発展は、国民生活の利便性を飛躍的に向上させるとともに、インターネット関連サービス等を含む多種多様な「ICT産業」の創出につながっています。

通信自由化開始後の「電話の時代」（1985年頃～95年頃）、ネット社会の「インターネットと携帯電話の時代」（1995年頃～2005年頃）、そして、「ブロードバンドとスマートフォンの時代」（2005年頃～現在）と今なお進化を続けています。

日本におけるインターネット利用者数は、平成26年末で10,018万人、人口普及率は82.8%であり、端末別インターネット利用状況を見ると、「自宅のパソコン」が53.5%と最も多く、次いで「スマートフォン」（47.1%）、「自宅以外のパソコン」（21.8%）となっています。

個人の世代別インターネット利用率は、13歳～59歳までは各階層で90%を超えているのに対し、60歳以上は下落しているものの、60代と70代では年々利用率が増加しています。

情報通信機器の普及状況を見ると、「携帯電話」及び「パソコン」の世帯普及率は、それぞれ94.6%、78.0%となっており、また、「携帯電話」の内数である「スマートフォン」は、64.2%と急速に普及が進んでいます。そのような流れを受けて、インターネットの利用目的は「電子メールの送受信」、「商品・サービスの購入・取引」、「地図・交通情報の提供サービス」さらには、Twitter^{※2}やブログ^{※3}等によるソーシャルネットワーキングサービス（SNS）^{※4}を活用した「知人とのコミュニケーション」、「情報検索」が多くなっています。

※1 ICT: (Information and Communication Technology (情報通信技術))の略。IT (Information Technology ((情報技術))に「Communication」を加え、ネットワーク通信による情報・知識の共有が念頭に置かれた表現。

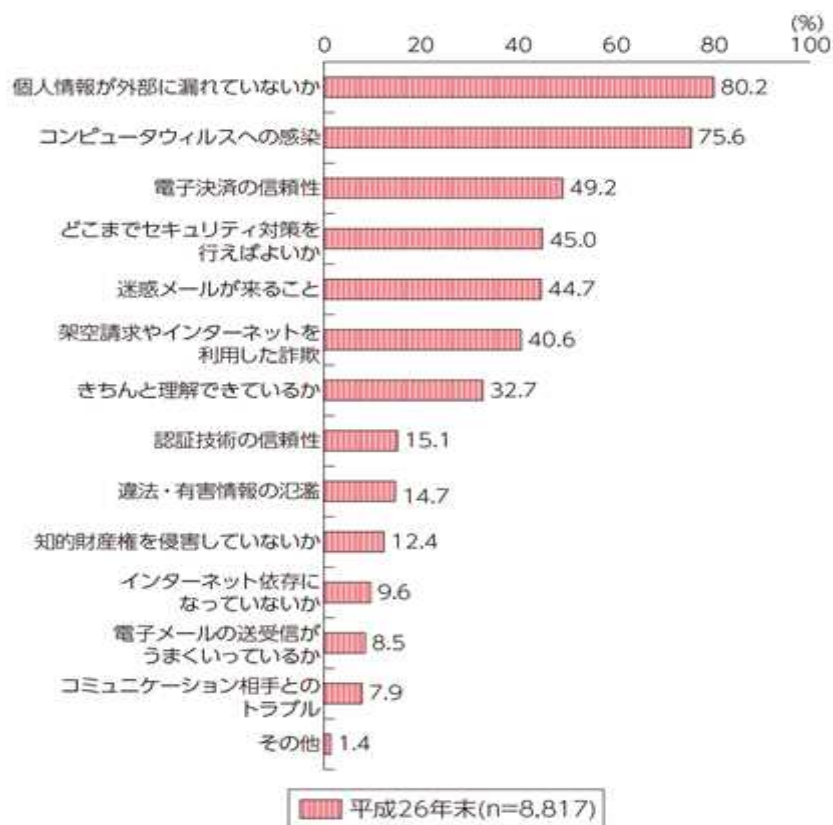
※2 Twitter: 今していること、感じたことなどを「つぶやき」のような短い文章で投稿するスタイルのブログサービスの一つ。

※3 ブログ: 個人やグループで運営され、日々更新される日記的な Web サイトの総称。ニュースや専門的トピックスに関する分析や意見を表明したり、議論したりする形式のものから日常的な出来事を綴るものまで、その内容は幅広い。「Web」と「Log」（日誌）を合わせた「weblog」（ウェブログ）が語源。

※4 ソーシャルネットワーキングサービス (SNS): (Social Networking Service) の略。人とのつながりを促進・サポートするコミュニティ型の会員制Webサービス。

かつて世の中の出来事を知るための情報源は、ラジオやテレビ、新聞や雑誌等に限られていましたが、今やインターネットは代表的な情報源の一つとなっています。いち早く世の中の出来事や動きを知るために、最もよく利用するメディアとしてインターネットを挙げる人の割合は、2000年には全体の1.7%に過ぎませんでしたが、2012年には約30%にまで増加しています。また、世の中の出来事や動きについて信頼できる情報を得るために、最もよく利用するメディアとしてインターネットを挙げる人の割合も、2000年には全体の0.4%に過ぎませんでしたが、2012年には14.7%にまで増加しています。

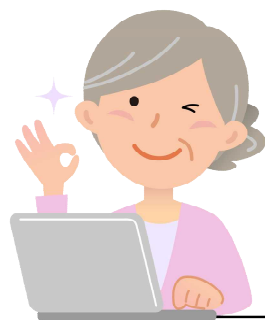
しかしながら、インターネットの利用者は、個人情報漏洩やコンピュータウイルスへの感染、電子決済の信頼性などに不安を感じており、実際に被害が発生しているのも事実です。



図表1 世帯におけるインターネット利用で感じる不安
(総務省「平成26年通信利用動向調査」より抜粋)

社会のインフラとしてインターネットが安心して利用できるようになるには、技術的な対策やルール・マナーの啓蒙がまだまだ必要であることは確かですが、現代の人々の日々の暮らしという点において、豊かな暮らしを支える根底に ICT の活用が必要不可欠となっていることも事実です。

ICTの進歩によって可能となったオンラインでのコミュニケーションや各種サービス、コミュニティ活動は、私たちの生活の利便性を確実に向上させていますが、防災や防犯をはじめとした生活課題への対応という観点からみても、地域を単位として取り組み、情報技術を活用することで初めて有効な対応が可能となる課題はまだまだ多くあります。地域活性化のために ICT の活用は今後も最重要課題となっていくと言えるでしょう。



安心して ICT を活用できる

魅力あるまち鳴門



1-2 情報化への取り組み

鳴門市は昭和46年(1971年)には県下の自治体に先駆けて汎用コンピュータを導入し、住民基本台帳の電子化をはじめ、税関係、国保・水道料金、介護保険等の業務について電子化を進めてきました。

また、パソコンの低価格化と高性能化にともない、オープンシステムとして、財務会計システムや戸籍情報システムを構築するとともに、本庁に自動交付機を設置し、住民票の写し・印鑑登録証明書などの自動交付を行っています。

平成15年(2003年)度までに電子政府の基盤を構築するとした、国の方針を踏まえ、本市も同じく電子市役所^{※5}の実現を目指して、平成13年(2001年)7月には庁内LANとパソコン等を整備し、庁内ネットワークシステム「鳴門市情報化システム」を構築しました。

行政の効率化に関しては、平成17年(2005年)2月、マイクロソフト株式会社と協定を結び、情報システム全体最適化に向けた取り組みを本格的にスタートし、システムの全体調査、類似団体との情報連携などの取り組みを進めたことによって、平成18年(2006年)の自治体情報システム格付け(日経BP社)では、全国の自治体の中で21位にランキングされ、A⁺A⁺A⁺を獲得しました。なお、類似団体における情報連携については、取り組み開始後、2団体の加入申込みがあり、現在16団体で情報交換を行っています。

平成19年(2007年)3月には、総務省の「電子自治体のシステム構築のあり方に関する検討会」において、自治体では情報武装の強化を行う事が重要であり、そこで得られた情報を有効活用し、今後の情報化戦略に結びつけていくことが最も大切であるという本市の基本的な考え方について事例発表を行いました。

また、本市の取り組みを具現化するために、民間企業とプロジェクトを組織し、情報武装のツールとして「情報システム資産管理台帳」の整備を行いました。

※5 電子市役所:各市役所等の窓口で行っている申請や届出などの手続きの一部を原則24時間365日いつでも、自宅や職場などからインターネットを通じて行うことができる行政サービス。

平成 20 年(2008 年) 2 月には、市民サービス向上を目標として鳴門市公式ウェブサイトのリニューアルを行い、同年 4 月には情報システムの全体最適化を進めるため「鳴門市業務・システム最適化指針 (ICT ガバナンス)」の策定を行いました。

平成 24 年(2012 年)以降、本格的なダウンサイジングに取り組み、同 7 月には、従来の汎用機からオープンシステムに移行した「新・住民基本台帳システム」の稼動を開始、平成 26 年(2014 年)4 月には、「新・税等基幹業務システム」の本稼動を行いました。これにより、全ての基幹業務はオープン化され、汎用機システムは全撤去となりました。

平成 27 年(2015 年)12 月には、閲覧者への配慮「優しさ」をテーマに鳴門市公式ウェブサイトを 7 年振りに全面リニューアルし、県の広報コンクールで特選を獲得しました。リニューアル後のウェブサイトでは、ページ構成を刷新し、スマートフォンへの対応はもちろんのこと、CMS^{※6}の特徴を活かすとともに、フロー図での情報表現を加えるなど、独自性のあるウェブサイトを展開しています。また、デザイン性の高い画面構成で新たにシティープロモーションサイトの立ち上げも行い、鳴門市の魅力を発信しております。

本市では、社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の導入により、平成 29 年度以降、自治体情報セキュリティ対策の抜本的な強化の時期を迎えております。セキュアで保障された ICT 社会を構築するためにも、情報システムの全体最適化を図る上で、より効率的でより強靱な電子自治体を目指します。



鳴門市公式ウェブサイトトップページ スライドメニューより

※6 CMS: (Content Management System)の略。Web コンテンツを構成するテキストや画像、レイアウト情報などを一元的に保存・管理し、サイトを構築したり編集したりするソフトウェアのこと。

1-3 国の動き

国では、「5年以内に世界最先端のIT国家になること」を目指した「e-Japan戦略」を平成13年（2001年）1月に策定し、ネットワークインフラの整備に重点的に取り組んできました。平成15年（2003年）7月には「e-Japan戦略Ⅱ」^{※7}を策定し、ICT基盤の利活用を目標に掲げました。

その結果、日本はICTの利用環境整備等やICT利用者のレベルにおいても、世界最高水準を達成し、最先端のインフラ、マーケット、技術環境を有する「世界最先端のIT国家」となりました。

一方、行政サービスや、医療・教育分野等におけるICT利活用についての国民満足度の向上、地域や世代間等の情報活用における格差の是正等の課題が存在しており、国民・利用者の視点に立って、ICTの特性を活かしつつ有効活用し、国民生活及び産業競争力の向上に努めるとともに、我が国が抱えるさまざまな社会的課題の改革に取り組んでいくことが求められていたところであります。

そこで、平成22年（2010年）に「いつでも、どこでも、誰にでもITの恩恵を実感できる社会の実現」という目標に向け、構造改革による飛躍、利用者・生活者重視、国際貢献・国際競争力強化という理念の下、15分野において取り組みを推進することとした「IT新改革戦略」（平成18年（2006年）1月）を策定しました。その中でも、国民生活者の視点の重視と、新たな成長戦略を進める観点から、取り組みの強化が特に必要な3分野を抽出し、今後の取り組みの方向性と具体的段取り（工程表）を明確化した「IT政策ロードマップ」（平成20年（2008年）6月）を策定し、各種の施策が推進されてきました。

しかし、世界的な金融危機にともなう我が国経済の失速、クラウドコンピューティング^{※8}といった新技術の登場など、「IT新改革戦略」策定時には

※7 e-Japan戦略Ⅱ：IT戦略本部が、2001年1月に発表した「e-Japan戦略」の「2005年までに世界最先端のIT国家となる」に続く次期IT戦略として、2003年7月に発表された。「2006年以降も世界最先端であり続ける」ことを目指したもので我が国が得意とする技術や基盤の応用・実践という、我が国のIT戦略の第二期の改革の青写真を描いている。

※8 クラウドコンピューティング：インターネットなどのネットワークを通じたコンピュータの利用形態で、何らかのコンピューティング資源（ソフトウェア、ハードウェア、処理性能、記憶領域、ファイル、データなど）を必要に応じて利用する方式のこと。ネットワークを雲（=cloud：クラウド）の絵で表現することが多いことから、このように呼ばれている。

想定しなかった状況の中で、現行の「IT新改革戦略」の期限を待たずに2015年に向けた新たな中長期戦略について平成21年（2009年）7月に「i-Japan 戦略2015」^{※9}を策定しました。その後、平成24年（2012年）7月に「Active Japan ICT戦略」^{※10}を策定し、情報資源を利活用したアクティブな日本の実現を目指しました。

平成25年（2013年）6月には「世界最先端IT国家創造宣言」^{※11}を行い、世界最高水準のIT利活用社会の実現と成果の国際展開を目標とし、2020年に向けた目標・方策を含む3つの基本方針をたてています。（図表2）

この宣言においては、地方財政制度の再構築に向けて、地域レベルの身近なデータの利活用を促すとともに、自治体クラウドの取り組みを加速させ、地方自治体のオープンガバメント化を進めることが重点的取り組み目標となっており、今後の地方における公共サービスの“可視化”が求められております。

※9 i-Japan 戦略2015: IT戦略本部が平成21年（2009年）7月6日発表した。「IT新改革戦略平成18年（2006年）1月発表）」を引き継ぐ新たなデジタル戦略という位置付けで、2015年までに実現すべきデジタル社会の将来像と実現に向けた戦略が描かれている。『国民主役の「デジタル安心・活力社会」の実現を目指して～Towards Digital inclusion & innovation』という副題がつけられており、「デジタル社会の実現に向けた取り組みを通じて、国際競争力を高め、世界に共通する課題を先んじて克服することにより、世界に対するリーダーシップを発揮することを目指すとしている。

※10 Active Japan ICT 戦略: 総務省が平成24年（2012年）7月に答申した戦略で、「アクティブジャパン戦略」と読む。「テクノロジー主体」から「行動的なユーザ主体」へと変革するため、ICTによって個人・社会がActiveに活性化され、何層倍もの力を発揮する日本を実現し、日本を元気にする戦略として5つの戦略が打ち立てられている。

※11 世界最先端 IT 国家創造宣言: 総務省が平成25年（2013年）6月に策定。成長戦略の柱として情報通信技術（IT）を経済成長のエンジンと位置付け、閉塞感を打破して再生する我が国を牽引することを企図し、政府のIT戦略として、世界最高水準のIT利活用社会を実現する目的で策定した。また、同月に新たに任命された内閣情報通信政策監を中心に、府省庁の縦割りを打破して「横串」を通すことにより、政府が一丸となって創造宣言の推進に取り組んでいる。

世界最先端IT国家創造宣言（平成25年6月14日閣議決定）

I. 基本理念

1. 閉塞を打破し、再生する日本へ

- 景気長期低迷・経済成長率の鈍化による国際的地位の後退
- 少子高齢化、社会保障給付費増大、大規模災害対策等、課題先進国
- 「成長戦略」の柱として、ITを成長エンジンとして活用し、日本の閉塞の打破、持続的な成長と発展

2. 世界最高水準のIT活用社会の実現に向けて

- 過去の反省を踏まえ、IT総合戦略本部、政府CIOにより、省庁の縦割りを打破、政府全体を横串で通し、IT施策の前進、政策課題への取組
- IT利活用の裾野拡大に向けた組織の壁・制度、ルールの打破、成功モデルの実証・提示・国際展開
- 5年程度の期間（2020年）での実現
- 工程表に基づきPDCAサイクルを確実に推進

II. 目指すべき社会・姿

世界最高水準のIT活用社会の実現と成果の国際展開を目標とし、以下の3項目を柱として取り組む。

1. 革新的な新産業・新サービスの創出と全産業の成長を促進する社会の実現

- 公共データの民間開放（オープンデータ）の推進、ビッグデータの利活用推進（パーソナルデータの流通・促進等）
- 農業・周辺産業の高度化・知識産業化、○オープンイノベーションの推進等
- 地域（離島を含む。）の活性化、○次世代放送サービスの実現による映像産業分野の新事業の創出

2. 健康で安心して快適に生活できる、世界一安全で災害に強い社会

- 健康長寿社会の実現、○世界一安全で災害に強い社会の実現
- 効率的・安定的なエネルギー管理の実現、○世界で最も安全で環境にやさしく経済的な道路交通社会の実現
- 雇用形態の多様化とワークライフバランスの実現

3. 公共サービスがワンストップで誰でもどこでもいつでも受けられる社会の実現

- 利便性の高い電子行政サービスの提供、○国・地方を通じた行政情報システムの改革
- 政府におけるITガバナンスの強化

図表2 世界最先端IT国家創造宣言

（出典：ICT成長戦略 総務省 平成25年8月7日）

1-4 徳島県の動向

徳島県では、平成16年（2004年）3月に、県内外の有識者からなる「e-とくしま推進会議」において、官民一体となって徳島県の情報化に取り組む行動計画として、「e-とくしま推進プラン」が策定され、「全県CATV網構想」の推進など、県民誰もがICTの利便性を享受し、県全体が生き生きとした徳島づくりの推進を目指し、これまで官民の連携を図りながら、その実現に取り組んできました。

また、平成18年（2006年）4月には、CIO(最高情報統括監)^{※12}を設置し、全庁的なICTガバナンス体制のもとで、業務・システム最適化や情報システム調達改善、情報セキュリティの確保、オープンソースソフトウェアを活用したシステム開発などを進めるとともに、徳島県の情報化施策の推進や「e-とくしま」の実現に取り組んでいます。

平成21年（2009年）度には、徳島県・市町村電子自治体共同システムとして、平成16年（2004年）度から運用してきた電子申請・届出システムをASP^{※13}型にリニューアルし、平成22年（2010年）には、Joruri CMS^{※14}をオープンソースとして公開しました。翌平成23年（2011年）3月にはJoruri Mail^{※15}を、同5月にはJoruri GW^{※16}を、平成24年（2012年）11月には、Joruri Plus+^{※17}、Joruri Video^{※18}を、平成26年5月にはJoruri Maps^{※19}をオープンソースとして公開しています。

なお、平成25年度末（2013年度末）に「e-とくしま推進プラン」が終

※12 CIO: (Chief Information Officer)の略。行政、企業内の情報システムや情報の流通を統括する担当役員。最高情報責任者や情報統括役員などと訳される、組織の情報戦略のトップ。

※13 ASP: (Application Service Provider) 業務用のアプリケーションソフトをネットワーク（特にインターネット）を利用して顧客にレンタルする事業者あるいはサービスそのもの。利用者は主にインターネットに接続されたコンピュータからブラウザソフトを使って事業者のサーバにアクセスし、提供される各種のアプリケーションを利用する。

※14 Joruri CMS: 「Joruri」は、Japan Originated Ruby-based RESTful and Integrated CMSの頭文字。「Joruri CMS」は、Ruby言語を使った、Webコンテンツを構成するテキストや画像、レイアウト情報などを一元的に保存・管理し、サイトを構築したり編集したりするソフトウェアのこと。徳島県と株式会社アイ・ディ・エスにより共同開発された。

※15 Joruri Mail: Joruri CMSを基盤としたウェブ型メーラー。

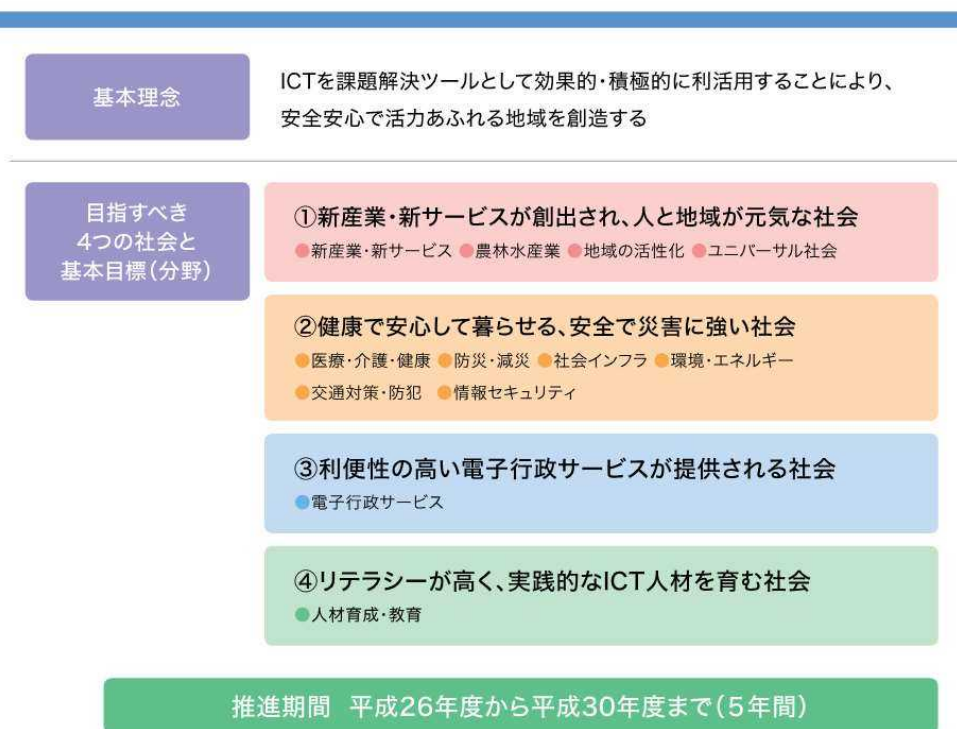
※16 Joruri GW: Joruri CMSを基盤としたウェブ型グループウェア（組織等の内部での情報を共有したり、コミュニケーションを取ることができるソフトウェア。）

※17 Joruri Plus+: SNS機能とプロジェクト管理機能を備えており、Joruri GWと合わせて活用することで、部署間の協働作業を支援する。

※18 Joruri Video: Joruri CMSを基盤としたビデオ共有システム。

※19 Joruri Maps: Joruri CMSを基盤とした統合型Web-GIS（地理情報）システム。

了したことに伴い、新たに、県が抱えるさまざまな課題の解決に向けて「ICTとくしま創造戦略」^{※20}が策定されました。この戦略は、ICTを課題解決ツールとして効果的・積極的に利活用することにより、安全・安心で活力あふれる地域を創造することを基本理念とし、平成26年度から平成30年度を推進期間としています。（図表3）



図表3 ICTとくしま創造戦略基本理念・基本目標
 (出典：ICTとくしま創造戦略【概要版】 徳島県 平成26年3月)

※20 ICTとくしま創造戦略：国のIT戦略「世界最先端IT国家創造宣言（平成25年6月14日閣議決定）」を受けた徳島県の総合的なICT戦略。本戦略は、県全体で推進する必要があることから、県を構成するすべての主体（県民、民間事業者、教育機関、行政など）が、適切な役割分担と連携のもと、協働して取り組むための方向性を示している。

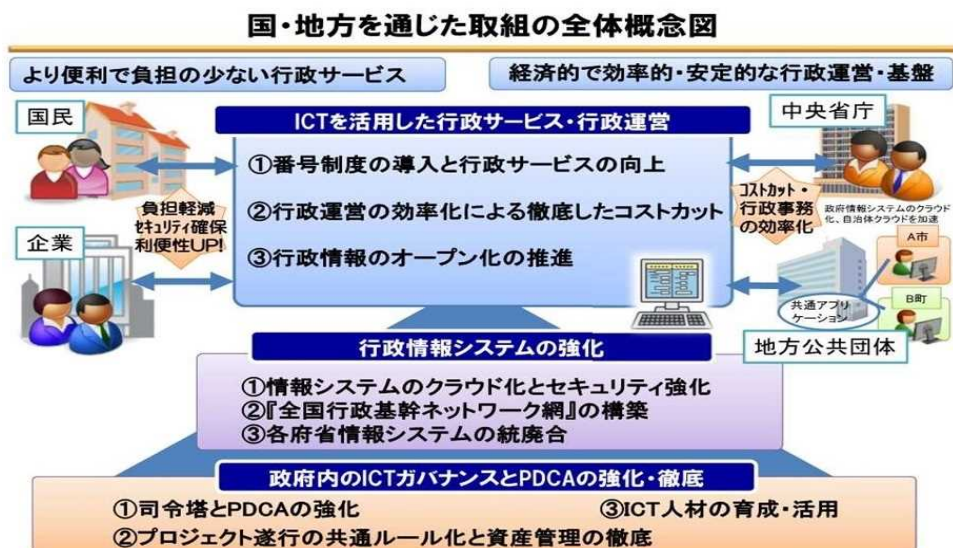
1-5 電子自治体をめぐる、国、県、鳴門市の関係

国における電子政府動向、都道府県における電子自治体動向等を踏まえ、鳴門市はこれら電子政府、電子自治体政策において実施されている内部管理に関する施策について、より前進した取り組みを実施していく必要があります。

本市の効率的な電子自治体の実現に向けた取り組みとしては、「共同アウトソーシング^{※21}推進協議会」等に参画し、成果の共有を積極的に行い、具体的には、導入コスト・運用経費・OS・連携状況・文字コードを管理対象項目とした情報システム資産管理台帳を整備し、財団法人地方自治情報センター（現：J-LIS）の地方公共団体業務用プログラムライブラリに登録し、情報提供などの活動を行ってきました。

また、徳島県・市町村情報化推進協議会や公共サービス共同・連携部会に積極的に参加し、公共システムのクラウド化、電子申請・届出システムのオンライン化、公衆無線 LAN の普及等について協議を重ねています。

本市では、今後も情報システム全体最適化への一環として、情報システム資産管理台帳の整備・充実を図り、国や県と協力し、全国の自治体との情報連携を図り、より効率的な電子自治体を目指していきます。



※21 アウトソーシング：企業や団体が自社の業務や機能の一部または全部を、専門業者あるいは子会社などの外部に委託すること。特定の部門人員を含めて子会社化したり、事業売却（業務委託は継続）することを指す場合もある。

1-6 鳴門市政における ICT 活用のあり方

ICT を有効活用することによって、さまざまな効果を創出することが可能となります。**ユビキタスネット社会**^{※22}の実現を目指す中で、本市において、平成 17 年（2005 年）の職員数 916 人と、平成 27 年（2015 年）の職員数 616 人を比較すると約 32.7%減少しています。その間、社会環境も大きく変化し、市で取扱う業務も多様化し、単純な比較は出来ないものの、業務の効率化による大幅な職員削減に ICT は大きな役割を果たしてきました。

また、電子申請システムなどによって、「いつでも」「どこでも」「誰にでも」が必要な行政サービスを利用できる、市民の立場にたった行政運営を実現することを目標として取り組みを進めています。

また、防災関連については、「鳴門市しらせ隊」「緊急情報メール配信サービス」「防災行政無線メール」など、その目的に応じたツールの利用により、選択肢の幅を広げ、万が一の災害時にも迅速に対応できるような仕組みづくりに取り組んでいます。このように ICT を活用することによって市民生活をより快適に、より安全なものにすることが可能となります。

メール配信サービスに関しては防災関連の他、渡船の運休情報、入札情報の配信を開始しております。その他、行政情報や緊急情報等を広く発信し、利用者の利便性を高めることを目的に、Twitter や Facebook、YouTube 等のソーシャルメディアも積極的に活用を開始し、結果、市民と行政の情報交流が活発になり、市政への参画意識が高まりつつあります。

その一方で、本市においては、ICT 化における行政運営の効率化にも取り組んでいます。近年、厳しい行財政改革を断行している中、行政サービスの質を高め、市民の利便性を維持・向上し、経費の節減を図るためには、ICT の有効活用が重要となります。ICT を活用した業務の見直しには、単に従来のやり方を電子化するのではなく、行政の透明性を高め、スピードやコスト

※22 **ユビキタスネット社会**：「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」ネットワークにつながることで、さまざまなサービスが提供され、人々の生活をより豊かにする社会。社会の至る場所にある、あらゆるものにコンピュータが組み込まれ、それらが互いに自律的な通信を行うことによって生活や経済が円滑に進む社会のこと。例えばテレビや冷蔵庫などの家電製品や道路の信号機、食料品や洋服などのタグ、日用品などにまでコンピュータを組み込んだり、埋め込むことで、それらが連携し、利用者はいつでも、どこでも、さまざまな恩恵をうけることが想定されている。

意識の徹底と成果を重視した業務改革を目標として ICT 化を推進していく必要性があります。

このように、ICT を活用することによって、市民サービスの拡充と効率化が達成できると考えられますが、ICT はあくまでも手段の一つであって目的となるものではありません。本市では内部管理制度を確立し、ICT の特徴をよく理解した上で、より効果的・効率的に ICT 化を行っていかねばならないと考えています。

1-7 第4次なると e-プランの達成項目について

・計画達成状況について

「第4次なると e-プラン」では、全体として、28 項目の具体的な施策が計画されていました。そのうち、達成された項目は 22 項目で、全体の約 79% にあたり、その詳細につきましては次頁の通りです。

達成された項目についてはさらなる充実を目指し、計画を見直した項目については、新たな目標を作成し、実現に向けて検討を進めていきます。

※実施期間：平成 24 年（2012 年）度～平成 28（2016 年）度

鳴門市情報化計画「第 4 次なると e プラン」 計画達成状況

項 目		評 価		
1	①市民サービスの向上	1 鳴門市ウェブサイトの整備・充実	達成	
		2 行政手続きのオンライン化	達成	
		3 総合的な防災情報システムの整備	達成	
		4 保健・医療・福祉のネットワーク整備	計画見直し	
		5 公共施設の予約システム	計画見直し	
		6 公金支払いの利便性向上	未達成	
		7 IC カードの多目的利用	計画見直し	
		8 ICT 活用による学校教育の充実	達成	
		9 インターネットを活用した情報交流環境の整備	達成	
	②開かれた行政 市民参加の行政の推進	1 行政情報の公開	達成	
2 市民参画型の行政		達成		
2	①行政運営の高度化	1 総合文書管理システムの導入	未達成	
		2 電子決裁システムの導入	未達成	
		3 公的個人認証基盤の活用	達成	
	②行政運営の効率化	1 既存情報資産の活用	達成	
		2 グループウェアの有効活用	達成	
		3 庁内情報通信基盤の整備	達成	
		4 ICT ガバナンスの確立	達成	
		5 情報システムの全体最適化	達成	
		6 ICT に関する評価フレームワークの確立	達成	
	3	①国、県、他市町村との連携	1 総合行政ネットワークの活用	達成
			2 共同受付システムの構築	達成
			3 住民基本台帳ネットワークの活用	達成
4 広域情報化システムの構築			達成	
5 全国の自治体との情報連携			達成	
②危機管理に対する対応		1 個人情報保護	達成	
		2 セキュリティ対策・危機管理に配慮した運用	達成	
		3 情報資産の危機管理対策	達成	

	目標達成され た項目	計画を見直し た項目	未達成	合 計
合 計	22	3	3	28

1-8 情報化の課題

「第4次なると e-プラン」の取り組みでは、市民サービスの向上、開かれた行政・市民参加の行政の推進を進めてきましたが、まだまだ十分ではありません。行政サービスへの情報化の対応については、これまで以上に一人でも多くの市民が情報化の恩恵を受けられるよう、さらなる努力をする必要があります。

加えて、国内外の大規模災害の教訓を生かしながら、東南海・南海地震等の災害に備え、「地域のきずな」をより広く、深く結びつけることで地域のコミュニティ形成を促すため、ICTを活用した情報化のまちづくりに向けて市民・行政・企業・地域団体が連携していくためのネットワークの構築に取り組む必要があります。

また、限られた財源の中でICTを活用し、市民サービスの充実と行政の効率化を目指していくために、情報化投資のバランスを見極めながら全体最適化を進めることも重要です。

鳴門市では、平成20年（2008年）4月に「鳴門市業務・システム最適化指針（ICT ガバナンス）」を完成させましたが、今後においては、その最適化指針に基づき、より効率的なICTの構築を推進していきます。

第2章

計画の基本方針

- 2-1 計画の位置づけ
- 2-2 計画の基本理念
- 2-3 計画期間
- 2-4 計画の基本方針
- 2-5 計画の目標

2-1 計画の位置づけ

本計画は、第六次鳴門市総合計画(後期基本計画)を上位計画とし、平成20年(2008年)「鳴門市業務・システム最適化指針(ICTガバナンス)」、平成24年(2012年)鳴門市情報化計画(第4次ならとe-プラン)、平成27年(2015年)鳴門市スーパー改革プラン2020の策定を踏まえ、かつ、国・県の情報化施策を考慮し、電子自治体構築のための情報化推進施策を策定するものです。

2-2 計画の基本理念

市民・行政・企業・地域団体がICTを、地域のさまざまな問題や課題を解決するための「手段」として活用し、地域全体がより便利で豊かになるとともに、行政事務の効率性・透明性を確保すること、また、行政の情報化を総合的・計画的に推進し、行政サービスの質的向上や市民負担の軽減を図ることを基本理念とします。

2-3 計画期間

計画期間は、平成29年(2017年)度から平成33年(2021年)度までの5ヶ年計画とします。ただし、情報通信技術の進歩や、国の情報化施策の動向を踏まえ、適宜見直しを行うこととします。

2-4 計画の基本方針

国・県の ICT に関する政策動向や本市のこれまでの情報化計画の評価を十分に踏まえながら、これまでの取り組みをさらに発展させるため、基本方針を以下のとおり定めます。

I. 市民サービスの向上/開かれた行政・市民参加の行政の推進

- ・市民の利便性を最大限に考慮した電子サービスの実現
- ・「優しさ」をコンセプトとした鳴門市公式ウェブサイトの運営
- ・地域の活性化につながるコミュニケーションサービスの活用

II. 行政運営の効率化

- ・効率性、安全性を追求した行政システムの構築/運用
- ・一元管理された ICT ガバナンスの推進
- ・情報資産の合理的な活用

III. 国、県、他市町村との連携/セキュリティインシデントに対する対応

- ・鳴門市セキュリティポリシーの遵守と啓蒙
- ・情報提供ネットワークの活用
- ・県や他の市町村との連携強化によるセキュリティインシデントへの対策

2-5 計画の目標

情報化計画では、基本方針の下に重点目標を策定します。重点目標は、それぞれの基本方針が示す施策の方向に向かって、どのように取り組むのかを示したものであり、重点目標をより効果的かつ確実に推進するために必要な目標で、情報化の基盤となるものです。

1. 市民サービスの向上／開かれた行政・市民参加の行政の推進

「いつでも」「どこでも」「誰にでも」できる行政手続きを実現するために、自宅や外出先で、パソコンやスマートフォンから各種申請ができるように推進します。さらに、市役所内の手続きにおいても、一度の手続きで複数の行政事務が完了するよう、マイナンバー等の情報の有効活用を行います。

また、地域コミュニティにおける情報交換をより活発化させるため、防災・防犯情報等を含めた行政情報をリアルタイムで発信できるよう、鳴門市公式ウェブサイトのさらなる充実を図るとともに、ソーシャルメディアや電子掲示板を活用したプッシュ型の情報発信に努めます。

2. 行政運営の効率化

鳴門市業務・システム最適化指針（ICT ガバナンス）を行動指針として活用し、庁内の情報が有効的に共有・活用できるような基盤整備を進め、安定したシステム運用に努めます。また、システムの導入・更新時には、業務の可視化と標準化を行い、業務改革と全体最適化を進めます。あわせて、費用対効果を重視し、低廉でかつ利便性の高いシステムを選定するとともに、導入後には導入評価、投資効果の検証を行います。

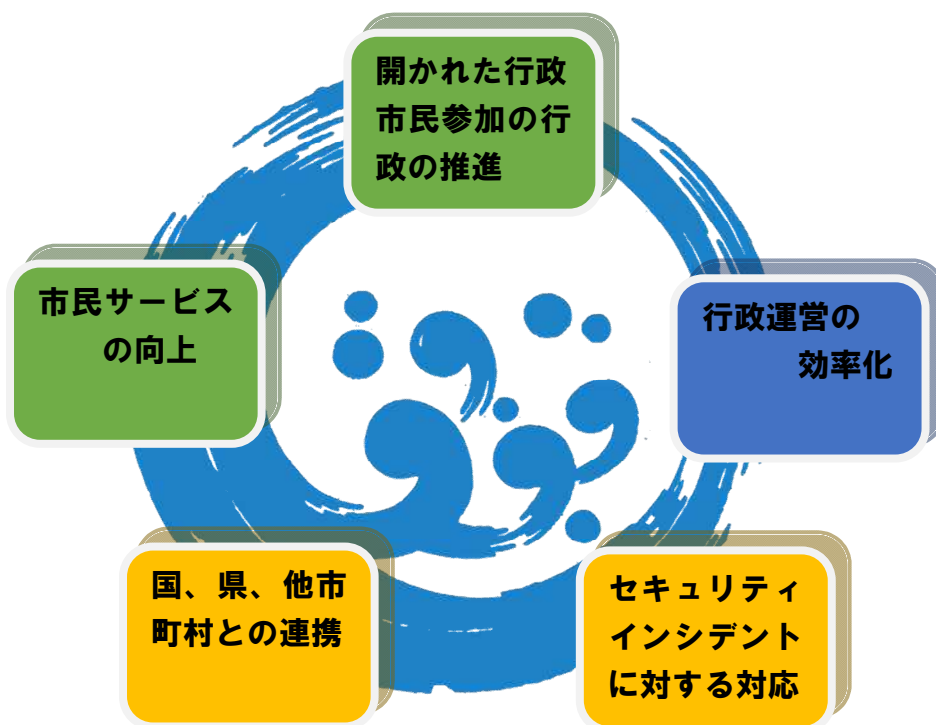
3. 国、県、他の市町村との連携／セキュリティインシデントに対する対応

近年、サイバー攻撃が急速に複雑・巧妙化している中、マイナンバー制度及び地方自治体の行政に重大な影響を与えるリスクも想定されることから、各地方公共団体において、情報セキュリティ対策を抜本的に強化するようにとの総務大臣通知を受け、本市においても、自治体情報システム強靱性向上事業に取り組み、庁内ネットワークの再構築を行いました。さらに、徳島県

が主体となり、県内の全市町村が参加する形で、自治体情報セキュリティクラウドの構築を行いました。今後も、よりセキュアなシステム運用環境を構築していきます。

また、物理的な強靱化を図るだけでなく、個人情報保護条例や鳴門市セキュリティポリシーの遵守を徹底し、人的セキュリティ対策にも積極的に取り組んでいきます。

さらに、防災を強く意識した情報資産の利活用を進め、非常時にも、迅速かつ確実に復旧できるよう、災害に耐え得る持続可能な行政運営を目指します。



第3章

目標達成のための情報化施策

- 3-1 市民サービスの向上／開かれた行政・市民参加の行政の推進
- 3-2 行政運営の効率化
- 3-3 国、県、他の市町村との連携／セキュリティインシデントに対する対応

鳴門市情報化計画「第5次なるとe-プラン」の情報化施策一覧表

項 目			
1	①市民サービスの向上	1 鳴門市公式ウェブサイトの整備・充実	
		2 行政手続きのオンライン化	
		3 総合的な防災情報システムの整備	
		4 公金支払いの利便性向上	
		5 マイナンバーカードの利活用	
		6 ICT活用による学校教育の充実	
		7 公衆無線 LAN(Wi-Fi)の整備	
		8 地域コミュニティの醸成	
	②開かれた行政 市民参加の行政の推進	1 行政情報の公開	
		2 市民参画型の行政	
		3 情報発信力の強化	
		4 オープンデータの利活用	
	2	①行政運営の効率化	1 グループウェアの有効活用
			2 庁内情報通信基盤の整備
3 ICTガバナンスの推進			
4 情報化投資の意思決定プロセスの構築			
3	①国、県、他市町村との連携	1 総合行政ネットワークの活用	
		2 共同受付システムの構築	
		3 情報提供ネットワークシステムの活用	
		4 広域情報化システムの構築	
		5 類似団体との情報連携	
		6 徳島県・市町村情報化推進協議及び公共サービス共同・連携部会への参画	
	②セキュリティインシデントに対する対応	1 個人情報保護	
		2 セキュリティ対策に配慮した運用	
		3 情報資産の危機管理対策	
		4 自治体情報セキュリティクラウドへの参画	
		5 CSIRTの構築	

以上が、鳴門市情報化計画「第5次なるとe-プラン（27項目）」の施策の一覧であり、詳細については、次頁より掲載。

市民サービスの向上

1. 鳴門市公式ウェブサイトの整備・拡充

本市は、平成 27 年（2015 年）の全面リニューアル以降、高齢者や障がいのある方など利用するすべての方に、親しみやすく、利用しやすい構成となるよう、ユニバーサルデザインを意識したページ作りに努めています。

今後も、閲覧者への配慮を最重要視し、分かりやすいカテゴリ分類やサイトの構造化、CMS 機能を活用したアクセシビリティ機能（文字サイズ、背景色変更機能、ふりがな機能、読み上げ機能等）を一層充実させるとともに、イラストを用いることで視認性を向上するなど、親しみやすいサイトを展開していきます。

さらに、市政情報の他にも、魅力あふれる鳴門を発信し、観光客だけでなく、交流人口や将来的な定住人口の増加を図るため、シティプロモーション専用サイトも拡充していきます。

また、インターネット上で提供されるサービスの利用において、市民の間に存在する情報格差（デジタルデバイド）の解消に向け、スマートフォン等さまざまな媒体から手軽にウェブサイトの情報が収集できるよう環境を整備します。

平成 28 年（2016 年）4 月 1 日に「障害者差別解消法」^{※23}が施



※23 障害者差別解消法：「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の略。（平成 28 年 4 月 1 日施行）同法では、社会的障害の除去の実施について必要かつ合法的な配慮に関する環境の整備が求められている。

行され、高齢者や障がい者を含め、誰もがウェブサイトを支障なく利用できるようにすること（ウェブアクセシビリティの確保）は、必要な環境整備の一つに位置づけられています。今後とも、ウェブアクセシビリティを十分に確保した上で、「優しさ」をコンセプトとしたページ作りに努め、ウェブサイトをつきかけに市役所に親しみを持ってもらえるような鳴門市公式ウェブサイトを提供していきます。

2. 行政手続きのオンライン化

「いつでも」「どこでも」「誰にでも」できる行政手続きを実現するために、自宅や外出先で、パソコンやスマートフォンから各種申請ができるようなサービスを推進していきます。

平成 28 年(2016 年)度現在、ふるさと納税や情報公開請求、各種がん検診等の申し込みを徳島県電子自治体共同システム（電子申請サービス）を活用して、受け付けておりますが、今後も市民のニーズや手続き内容を勘案しながら順次電子化を進めていきます。

3. 総合的な防災情報システムの整備

本市では平成 27 年(2015 年)3 月より、防災情報などを迅速に伝えることを目的として、「デジタル防災行政無線」^{※24}の運用を開始しております。また、あわせて、キャリア提供の、NTT ドコモの緊急速報「エリアメール」、ソフトバンクの「緊急速報メール」、KDDI (au) の「緊急速報メール」を活用し、災害・避難情報等をより多くの方へ迅速に提供する緊急速報メールのサービスを行っています。今後は、国の動向に注視しながら、安否情報収集等についても、キャリア提供のツールを利用した具体的な利活用の検討を進めます。

さらに、「鳴門市しらせ隊」「緊急情報メール配信サービス」や「防災行政無線メール」、各種ソーシャルメディアの利活用を検討し、用途・目的別にあった ICT 活用を行い、総合的な防災情報システムの整備を図って

※24 デジタル防災行政無線：屋外拡声スピーカでの放送やサイレンを鳴らす操作を行う装置を親局（消防本部）と遠隔制御装置（市役所本庁舎）に整備し、市内各所に設置した屋外拡声スピーカやサイレンなどを通じて、防災情報をはじめとする緊急情報などを迅速かつ広範に伝達することを目的として設置したもの。消防本部や市役所本庁舎から、市内全域に一斉に情報を発信できるほか、地区ごとや屋外子局 1 本 1 本を選択して放送することができる。無線を使った通信設備のため、災害時に回線が切断されることがない。

いきます。また、災害時に備え、津波・土砂災害等のハザードマップや避難所一覧を公式ウェブサイトに掲載し、その掲載方法についても、PDF形式や画像だけではなく電子ブック等の活用も検討し、市民の生命・財産を守るための情報提供を充実させていきます。

4. 公金支払いの利便性向上

近年では市民のライフスタイルも多様化しています。そこで、本市では、市役所窓口、郵便局、銀行以外に、24時間、身近な場所で、公金の取り扱いが可能なコンビニエンスストアにおける収納事務について、上水道料金、下水道料金の取扱いをしておりますが、今後は、コンビニエンスストアにおける税や公金等の収納事務についても検討していきます。

また、現金以外の支払い方法が普及している現代社会において、市民がクレジットカードや電子マネーなどを活用し、ATM、スマートフォン、パソコン等で「いつでも」「どこでも」のライフスタイルに合わせて、行政手続きに係る手数料、税や公金等の支払いができる決済サービスの推進、実現を目指します。

5. マイナンバーカードの利活用

平成28年(2016年)1月より、これまでの住民基本台帳カードに変わり、希望者にマイナンバーカード(個人番号カード)が交付されました。このマイナンバーカードには顔写真やICチップがついており、本人確認のための公的身分証明書として利用できるほか、e-Tax等の電子証明書を利用した電子申請や自治体独自のサービスにも活用できるようになっております。本市においても、マイナンバーカードを活用した新たなサービスの導入を検討し、マイナンバーカードの利活用の拡大に向けて検討を進めてまいります。



6. ICT 活用による学校教育の充実

これまでは、ICT を活用した学校教育の施策として、インターネットや回線を利用した学校情報の拡充や教育教材の共同利用等、学校情報の提供に注力しておりましたが、今後は、学習効果の向上や児童生徒の情報活用能力をはぐくむことを目的として、電子黒板や児童生徒用のパソコン、タブレット端末の導入を行い、こうした ICT 環境を活用した授業研究を推進していきます。さらに、授業研究の成果を活用し、学習効果を高めるための ICT 機器のさらなる活用を検討するとともに、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段により深く慣れ親しめるよう、運用範囲の拡大等も検討してまいります。

7. 公衆無線 LAN(Wi-Fi)の整備

市内の観光施設や防災施設への公衆無線 LAN(Wi-Fi)の設置を推進し、市

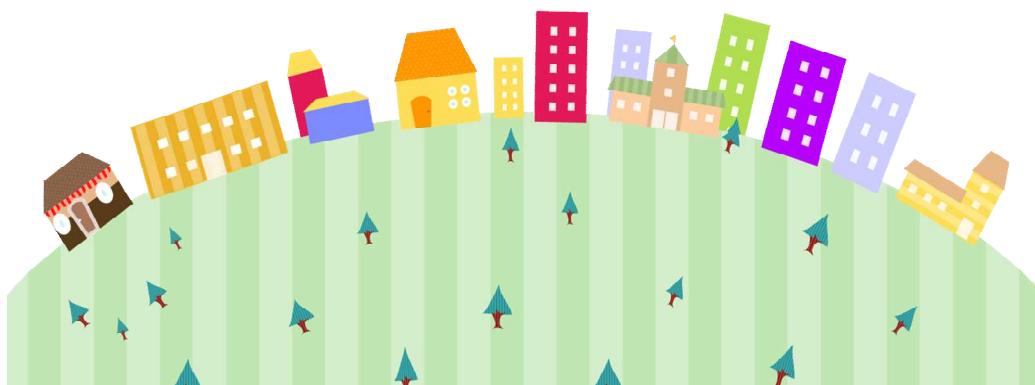
の情報通信基盤を整備することにより、利用者の利便性の向上を図るとともに、観光客にも利用を促し、観光産業や地域経済の活性化につなげます。また、デバイスフリー、キャリアフリー、OSフリーをモットーにセキュリティ対策も重視し、誰でも簡単に無料で安心して情報の収集や発信が行えるような公衆無線 LAN(Wi-Fi)の導入を推進します。また、行政・民間がそれぞれに設置する市内のアクセスポイントを集約し、その情報を提供することにより、利用者視点に立った使いやすい運用を目指します。

8. 地域コミュニティの醸成

少子高齢化とともに、核家族化が進み、地域のつながりが薄れている昨今、住民同士の交流の活発化や親密さを高めるため、メール配信サービスの拡充を行い、地域、世代、性別の垣根を超えた情報交流を促進します。

サービスの拡充には、「鳴門市メール配信システム」を活用し、不審者情報や行方不明者情報をいち早く市民の方等に、配信することにより、地域が一体となって犯罪や事故等を抑制するとともに、安全で安心、より快適な暮らしができる地域コミュニティの醸成を目指します。

また、コミュニティ活動の拠点となる施設等において、公衆無線 LAN 等の環境を整備し、より手軽に情報を利活用できる環境を整備します。



開かれた行政・市民参加の行政の推進

1. 行政情報の公開

市の情報を市民と共有し、市政をより身近に感じられるように、市が所有している文書や図画等の情報を電子化した上で、インターネット等で公開し、市民が市政や市民生活に関して知りたい、見たい情報を手軽に入手できるような仕組みについて検討します。

2. 市民参画型の行政

広く市民の声を行政施策に反映させるため、これまで以上に ICT を活用し、各種アンケート調査・市民意識調査、パブリックコメントの機会を充実させます。ICT の従来の活用方法に加え、審議会やワークショップの開催方法や結果の公表・周知等の情報提供の手法にも ICT の技術を活用することで、さらなる市民参加を推進することを目指します。

3. 情報発信力の強化

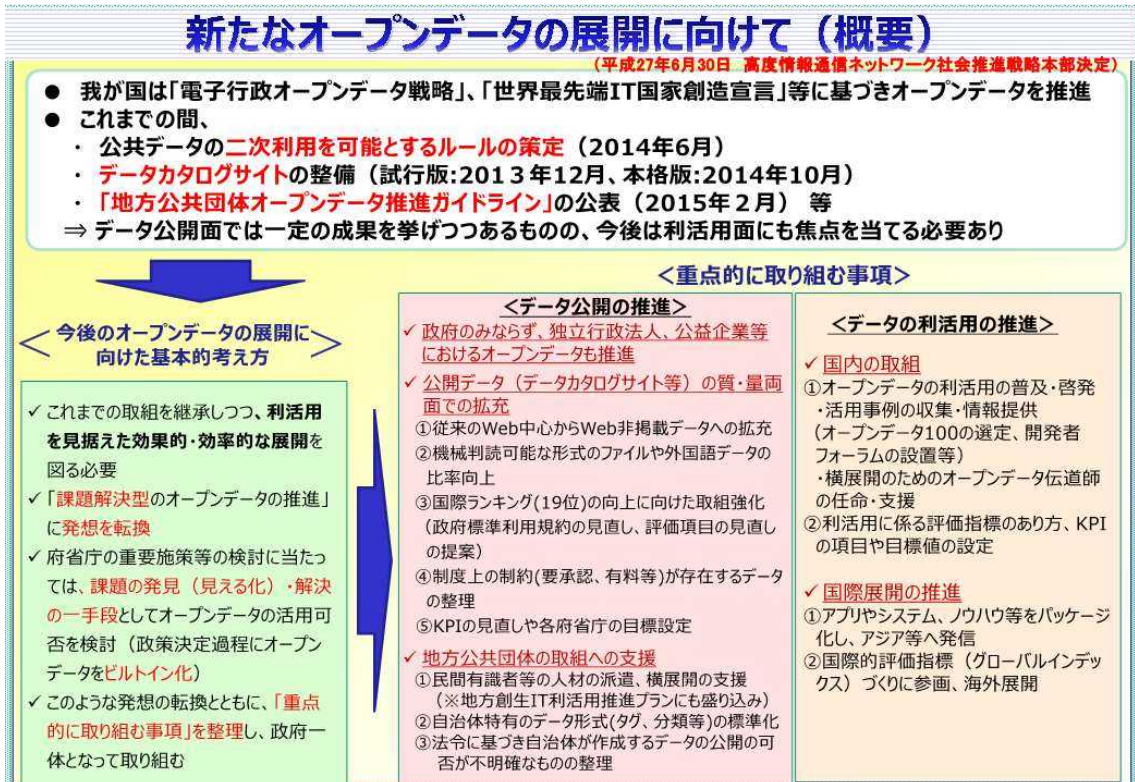
市政情報の発信手段として市公式ウェブサイトに加えて、Twitter や Facebook、YouTube 等の SNS を活用することで、情報をより早く、より多くの方に発信できるように努めます。また、電子掲示板等を設置し、市政情報やイベント情報などを**プッシュ型サービス**^{※25}で届けることにより、パソコン等の機器を利用しない方も情報が容易に受信できるような環境を整備します。

4. オープンデータの利活用

国の IT 戦略である「世界最先端 IT 国家創造宣言」において、オープンデータの推進が主要な施策として位置づけられており、本市においても国の方針を元に、市が持つ情報を自由に複製や加工ができる形で提供し、受益者側と提供者側の垣根を下げ、情報を提供する人とそれ以外の人がいずれもそ

※25 **プッシュ型サービス**:必要な情報をユーザーの能動的な操作を伴わず、自動的に配信されるタイプの技術やサービスのこと。テレビやラジオなどのように情報提供者側からユーザーに対して情報が「押し出されてくる」ような感じからこう呼ばれている。対して、「プル型サービス」とはユーザーが必要な情報を自分で検索して「引き出しに行く」タイプの技術やサービスのことを指す。

の情報の活用に関わることができるよう整備する必要があります。オープンデータを利活用することにより、市政の透明性向上や市民参加の拡大、さらには、市政データの活用による市民生活の向上、地場産業の活性化につながるよう、広い範囲の用途を想定した、情報の提供を検討します。



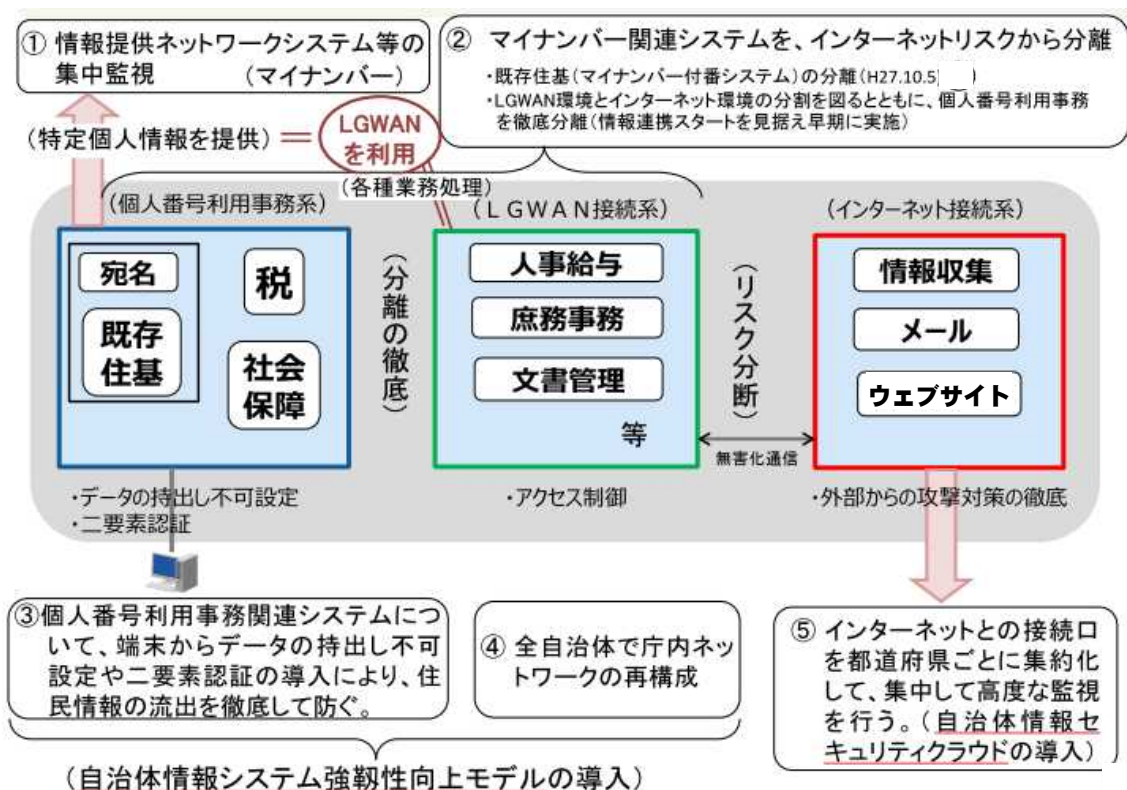
行政運営の効率化

1. グループウェアの有効活用

グループウェアのメール機能、掲示板、スケジュール管理機能、予約管理機能及びファイル共有機能の更なる活用を行い、情報の共有をより一層推進し、行政事務の簡素化、効率化、経費の縮減を図ります。

2. 庁内情報通信基盤の整備

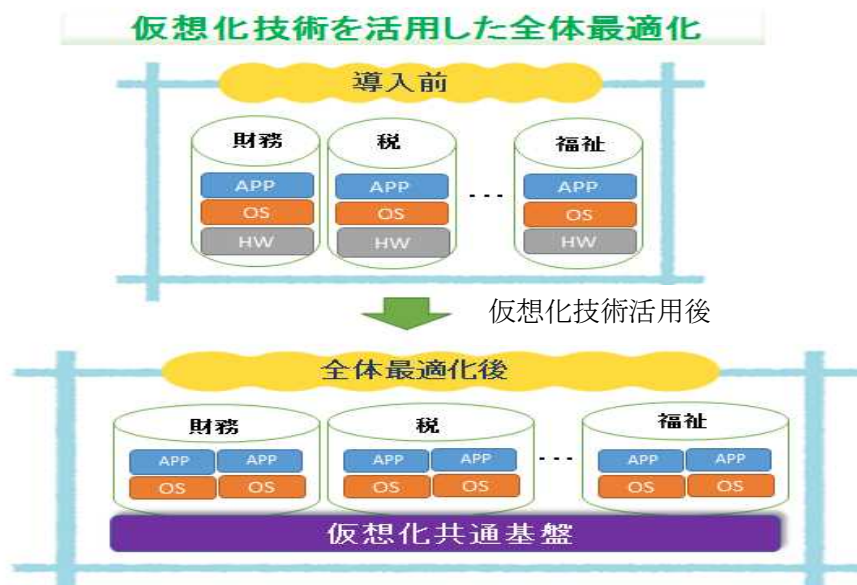
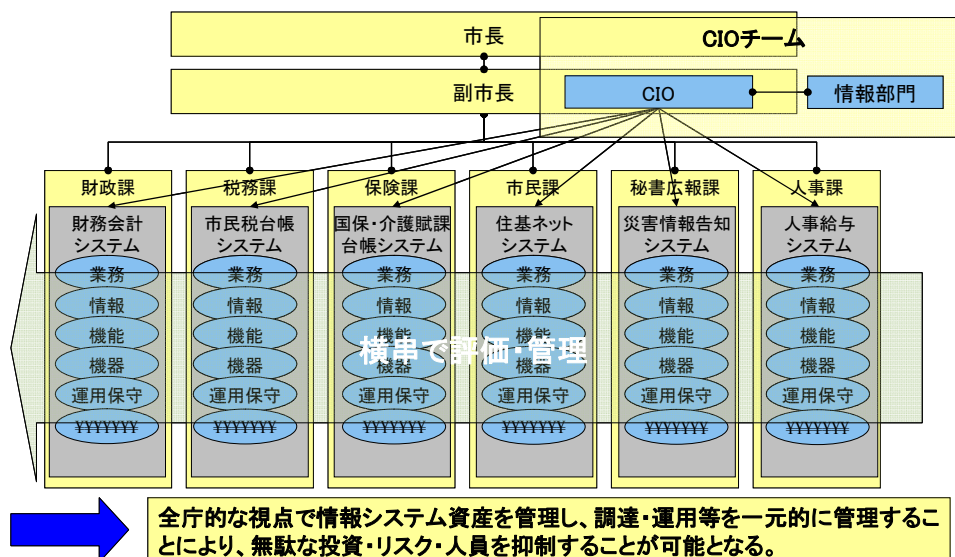
総務省より、自治体情報セキュリティ対策の抜本的な強化が指示されており、庁内ネットワークの強靭化が求められております。本市においても、基幹業務系と情報系の2つのネットワークを、個人番号利用事務系とLGWAN接続系、インターネット接続系の3つに完全分離しました。今後とも、高度なセキュリティ対策が講じられたネットワークの運用に務めます。



3. ICT ガバナンスの推進

平成 20 年（2008 年）4 月に完成した「鳴門市業務・システム最適化指針（ICT ガバナンス）」に準じて、全庁的な視点から、セキュリティ、ICT 投資、システムの効率化、業務の効率化等を行い、ICT に関する一元管理体制、内部管理の強化を行っていきます。また、各システムの新規導入及び更新時には、庁内の各業務の可視化と標準化により、これまで各部や各課などの組織ごとに運用していた IT リソースを、経費節減やセキュリティ面でも効果の高い仮想化技術、クラウドコンピューティング技術を活用し、業務システムの全体最適化を進めます。

ICTガバナンスの確立された状況

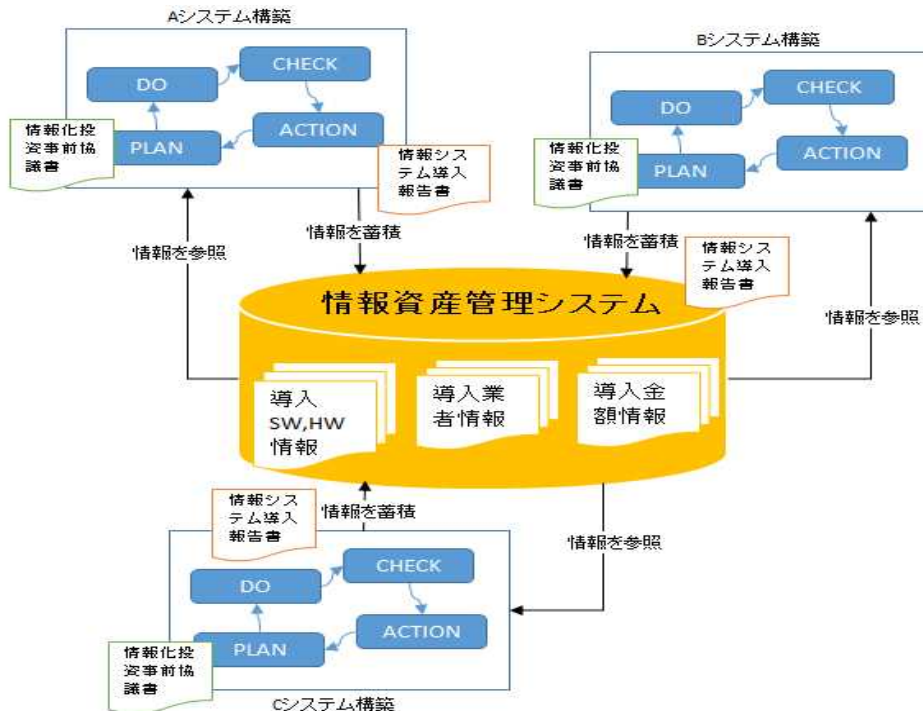


4. 情報化投資の意思決定プロセスの構築

システムの調達の際は、単にコスト低減を目的とするだけでなく、行政サービスの価値向上や、業務の効率化を実現することを目標としなければなりません。行政サービスの価値向上を図りつつ、投資効果の高い電子行政を実現するためには、IT 投資マネジメントサイクル（事前評価、実行段階の管理、事後評価）を徹底的に管理していく必要があります。また、効果を最大にするためにも、システム利用部門だけではなく、最高情報責任者（CIO）の立場で、全庁統一的な指針の下、IT の調達を行うことも重要です。



そのためにも、予算編成までの段階である計画フェーズで、「情報化投資事前協議書」を用い、システム利用部門と情報システム部門、財政部門が導入の判断を行います。また、調達後の導入結果や作業プロセスで得られた知識とノウハウを横展開することを目的に、「情報システム導入報告書」を用い、IT 調達情報の蓄積・管理データベース「情報資産管理システム（台帳）」にてデータの蓄積及び共有を図っていきます。



国、県、他の市町村との連携

1. 総合行政ネットワークの活用

国の霞ヶ関WANと地方公共団体を相互に接続する行政専用のネットワークである総合行政ネットワーク(LGWAN)を用いて、国、県、他の地方公共団体と、公文書などを電子情報として送受信することによって、事務の効率化を図ります。また、近年導入する自治体が増えているLGWAN-ASP^{※26}についても、本市における積極的な活用を検討します。

2. 共同受付システムの構築

平成28年(2016年)に、徳島県電子自治体共同システム(電子申請サービス)を新システムへ移行しました。今後もより使いやすい電子申請受付システムを検討していきます。

3. 情報提供ネットワークシステムの活用

平成27年(2015年)より、マイナンバーを活用し、法令等で規定された範囲での情報提供ネットワークシステムを介した自治体間の情報連携が開始されました。このネットワークを介して、行政手続きの簡素化や、災害時の活用等、業務改善や新サービスの提供に取り組んでいきます。

4. 広域情報化システムの構築

従来の地域情報プラットフォーム標準仕様は、業務システムを庁舎内に設置していることが前提でしたが、今後はコスト面、セキュリティ面の優位性を鑑み、クラウド型で構築されることが指向されています。本市においても、業務システムを単にクラウド化するだけでなく、より柔軟で、かつ短期間で構築が可能となるパブリッククラウド^{※27}の活用とそれとの連携に対応

※26 LGWAN-ASP:府省、地方公共団体、公益法人、民間企業等がASP(アプリケーションサービスプロバイダ)として、LGWANを通じて、サービス利用者である地方公共団体に各種行政事務サービスを提供するもの。平成14年度に登録が始まり、15年度から本格的なサービスが開始された。

※27 パブリッククラウド:データセンター事業者などが、広く一般の利用者に提供するクラウドコンピューティング環境。顧客の要望に応じてソフトウェアやハードウェアの利用権などをネットワーク越しにサービスとして提供するデータセンターや、その中で運用されているサーバ群などのこと。

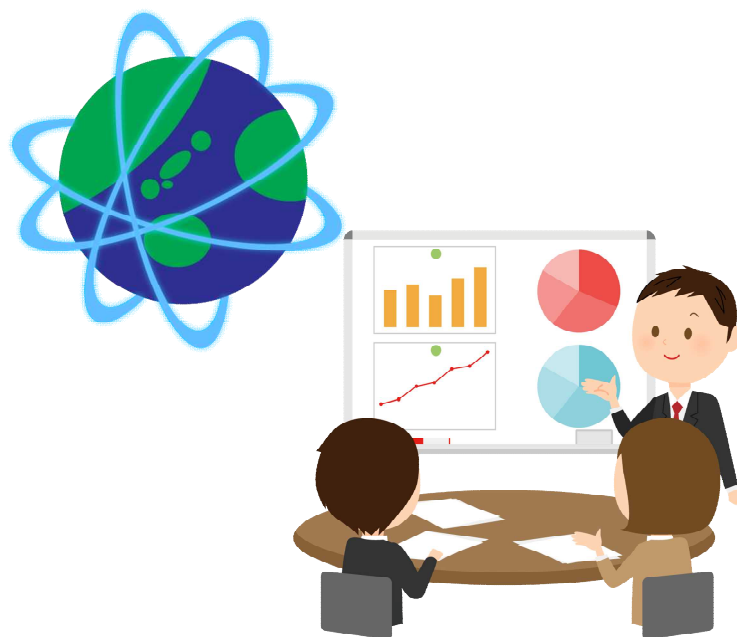
した仕様の拡充を目指し、住民サービスの向上に貢献していきます。

5. 類似団体との情報連携

現在 16 の類似団体で情報交換を行い、システムコストの分析、有効なシステム活用方法、効率的なシステム構築方法等のノウハウを共有し、本市の情報化推進の取り組みに活用しています。今後も、この情報連携を行い、競争性を活かした、よりコストパフォーマンスの高いシステムの導入について検討していきます。

6. 徳島県・市町村情報化推進協議及び公共サービス共同・連携部会への参画

徳島県・市町村情報化推進協議会、公共サービス共同・連携部会、及びとくしま公衆無線 LAN 推進協議会に積極的に参画し、自治体情報セキュリティクラウドの有効活用、公衆無線 LAN の拡充、県との連携システムの導入・運用について検討をすすめていきます。



セキュリティインシデントに対する対応

1. 個人情報保護

「鳴門市個人情報保護条例」等により個人情報保護に努めていますが、最近の個人情報保護への危惧と関心の高まりに応じて、個人情報の保護に関する取り組みの強化に努めます。

2. セキュリティ対策に配慮した運用

総務省より自治体情報システム強靱性向上モデルが示されており、本市においても、これに準じて、庁内ネットワークを再構築し、より強靱なセキュリティ対策を行いました。

また、市が実施する情報セキュリティ対策の方針や行動指針を示した「鳴門市情報セキュリティポリシー」を周知徹底し、職員の情報セキュリティに対する意識の向上や、市民からの信頼性の向上を図ります。

〈総務省が示す自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化〉

1. マイナンバー利用事務系（既居住基、税、社会保障など）においては、原則として、他の領域との通信ができないようにした上で、端末からの情報持ち出し不可設定や端末への二要素認証の導入等を図ることにより、住民（個人）情報の流出を徹底して防ぐこと。
2. マイナンバーによる情報連携に活用されるL GWAN環境のセキュリティ確保に資するため、財務会計などL GWANを活用する業務用システムと、We b閲覧やインターネットメールなどのシステムとの通信経路を分割すること。なお、両システム間で通信する場合には、ウイルスの感染のない無害化通信を図ること（L GWAN 接続系とインターネット接続系の分割）。
3. インターネット接続系においては、都道府県と市区町村が協力してインターネット接続口を集約した上で、自治体情報セキュリティクラウドを構築し、高度なセキュリティ対策を講じること。

3. 情報資産の危機管理対策

震災等不慮の事故に備えて、重要度の高い情報資産を複製（バックアップ）し、迅速かつ確実な障害復旧のためデータセーフ金庫を導入し、耐震基準の

条件を満たした施設や遠隔地での保管・管理を行っています。また、バックアップデータの可用性を高めるためにも、リストアテスト^{※28}等の運用テストを日常から行い、安全性の担保に努めます。

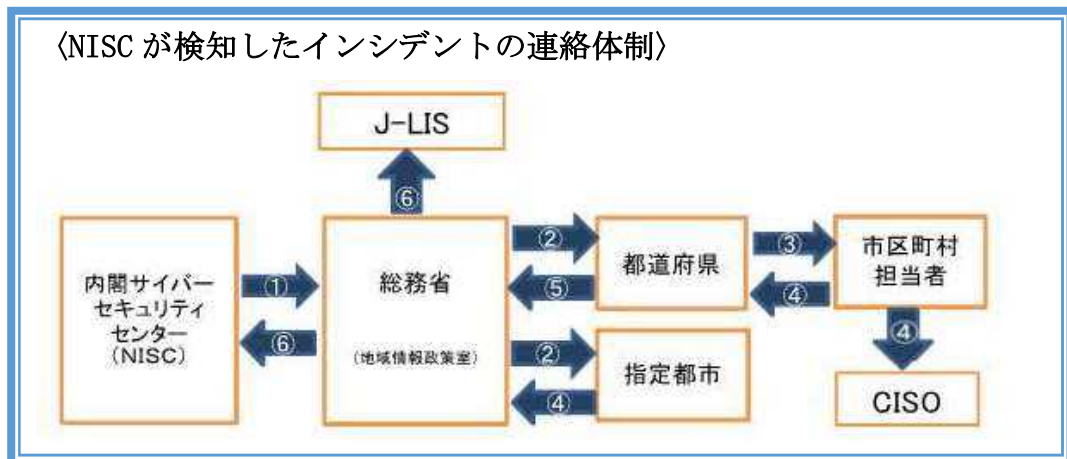
4. 自治体情報セキュリティクラウドへの参画

インターネットに接続するネットワークにおいては、徳島県が県内の市町村のインターネット接続口を集約した上で、自治体情報セキュリティクラウドの構築を行いました。本市も、インターネットの脅威への対応として、自治体情報セキュリティクラウドに参画しており、高度なセキュリティ機器を利用した、高水準なセキュリティ運用の監視下に、ネットワークを置き、外部からの悪意のある攻撃に備えていきます。

5. CSIRTの構築

万が一、情報セキュリティインシデントが発生した場合、発生したインシデントを正確に把握・分析し、被害拡大防止、再発防止等を迅速かつ的確に行う必要があります。それを可能とするための機能を有する体制としてCSIRT（Computer Security Incident Response Team）を構築しております。

また、インシデント発生時の国までの連絡ルートを多重化し、緊急時の連絡体制についても整備を行い、対応、復旧、再発防止対策を速やかに行えるように努めます。

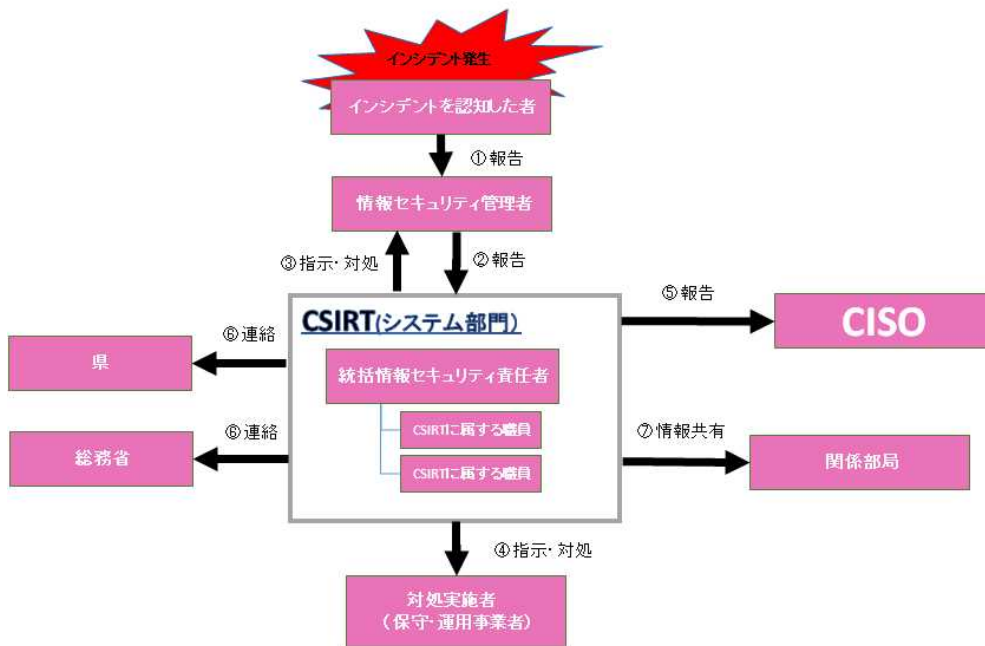


※28 リストアテスト：バックアップ・データが正常に元の状態に復元できることを確かめるために実施するテスト。

〈地方公共団体が検知したインシデントの連絡体制〉



〈庁内の情報セキュリティインシデントの連絡体制〉



第4章

情報化計画を推進するために

- 4-1 推進体制
- 4-2 職員の意識改革
- 4-3 人的セキュリティの強化

1. 鳴門市情報化推進本部

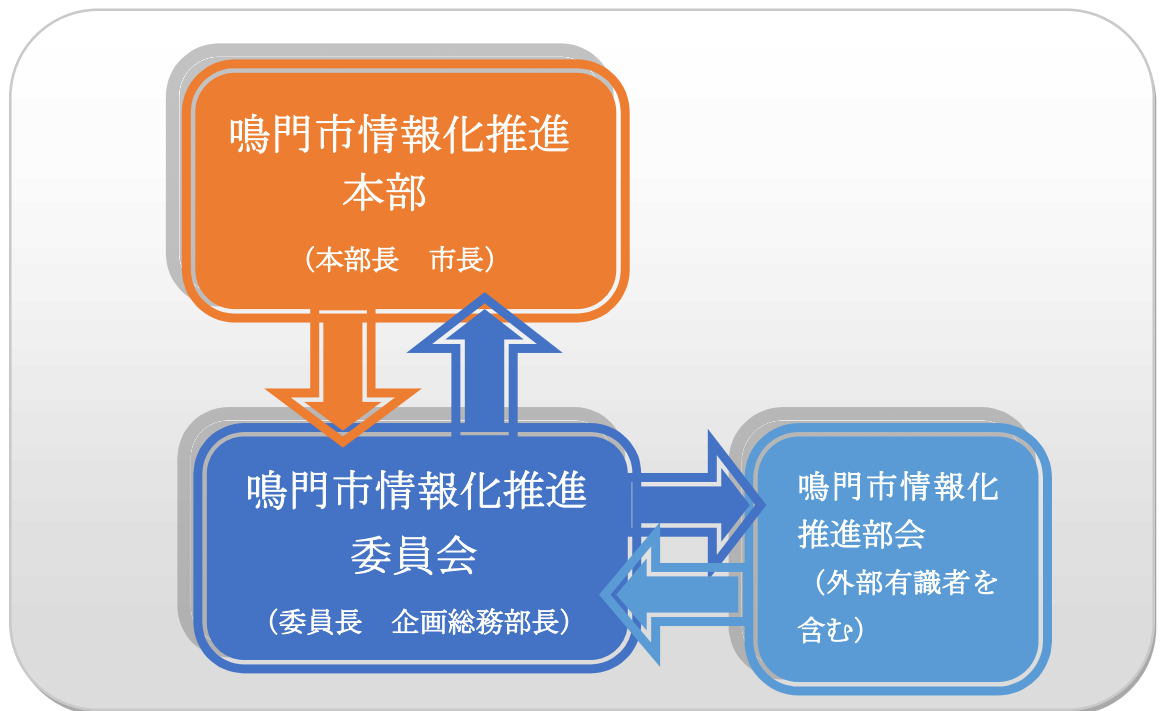
本市の将来的な情報化戦略を策定する意思決定機関として、また、本市における情報化の総合的な推進を図るための組織として設置しています。

2. 鳴門市情報化推進委員会

情報化推進本部会の求めに応じ、計画の策定や具体的な推進策定の検討など、本市における情報化施策を円滑に推進するための組織として設置しています。

3. 鳴門市情報化推進部会

特に専門的な事項を検討するために、情報化推進委員会が必要に応じて設置します。情報化推進部会では、有識者を交え、鳴門市情報化に関する提言を作成し、情報化推進委員会へ報告します。



情報化計画推進体制図

4-2 職員の意識改革

あらゆる行政分野において、ICTを活用した高度な行政運営を進めていくためには、職員一人ひとりの情報リテラシーの向上と情報セキュリティの周知徹底が重要であります。

電子自治体推進のための担い手となるよう、職員の意識改革に努めます。

4-3 人的セキュリティの強化

知的所有権の適正な保護に努めるため、新人職員を対象とした鳴門市セキュリティポリシーの研修や e-ラーニングの受講を義務づけし、鳴門市セキュリティポリシーの遵守に努めています。

また、ソフトウェアの不正利用や無断での機器構成の改造、無許可でのネットワーク接続が行われないよう、システム部門にて監視を行い、人的セキュリティの強化を図っています。

平成 29 年 4 月 (初版)